

## 福山市役所本庁舎湧水槽及びガソリントラップ清掃等業務委託仕様書

### 1 目的

福山市役所本庁舎（以下「庁舎」という。）において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく清掃等の業務を行い、庁舎内における衛生的な環境の確保を図ることを目的とする。

### 2 一般事項

- (1) この仕様書は、庁舎の湧水槽及びガソリントラップの清掃及びそれに付随する業務についての大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、業務にかかわるすべての事項について、係員の指示に従い、誠実に実施するものとする。また、庁舎の維持管理を行っている防災センターと緊密な連携を図るものとする。
- (2) 施行に当たっては、下水道法、同法施行令及び同法施行規則並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行規則及び同法に基づく厚生省労働省告示に定めるところにより施行すること。
- (3) 定期清掃は、排水の質、量及び水槽の容量等に応じ、6か月以内ごとに1回行うこと。また、作業（次の3に示す水槽等の清掃及び清掃により発生した汚泥等の収集をいう。以下同じ。）は、原則として7月、1月の閉庁日の1日に4時間程度で完了させることとする。なお、本年度の作業予定日は協議のうえ決定する。
  - ・ 第1回目 2026年（令和8年）7月の閉庁日
  - ・ 第2回目 2027年（令和9年）1月の閉庁日
- (4) 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持すること。
- (5) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止及び消毒等に配慮するとともに、特に作業中の事故防止に留意すること。
- (6) 清掃に用いる照明器具は、十分な照度が確保できるものとする。
- (7) 水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに換気を十分に行い、安全を確保すること。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行うこと。
- (8) 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意すること。
- (9) 後日、作業報告書を2部提出すること。その際、清掃前後の状態がわかる写真を添付すること。

### 3 対象

#### (1) 湧水槽7槽

No.1	45.5 m <sup>3</sup>
No.2	38.5 m <sup>3</sup>
No.3	36.0 m <sup>3</sup>
No.4	88.0 m <sup>3</sup>
No.5	30.0 m <sup>3</sup>

No.6 36.5 m<sup>3</sup>

No.7 90.0 m<sup>3</sup>

・ガソリントラップ (0.55 m<sup>3</sup>) × 5 槽

#### 4 清掃作業

- (1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
- (2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。

#### 5 点検作業

- (1) 水槽内の損傷の有無について、点検を行い、その結果を報告すること。
- (2) 付随する設備 (排水ポンプ等) についても併せて点検を行い、その結果を報告すること。

#### 6 汚泥等の処理

- (1) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき適切に処理すること。
- (2) 産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) の提出は速やかに行うこと。
- (3) 汚泥の収集は、各水槽ごとにダンパー車を用いて行い、安全かつ効率的な作業を心がけること。

#### 7 注意事項

- (1) 業務中の事故については、市に重大な過失があったときを除き、市はその責めを負わない。
- (2) 業務に関係のない場所への出入りを禁止する。
- (3) 定期清掃実施後に悪臭の発生や異常等が認められたときは、受託者は速やかに技術者を派遣し、調査後その対策を実施しなければならない。
- (4) 清掃終了後、市は、清掃の効果が認められないと判断した場合は、受託者に対し再度清掃を命じることができる。
- (5) 必要な機材、道具、書類等はすべて受託者が準備すること。また、当該機材、道具等が作業日当日に本来の機能を十分に発揮できるものであるかどうかを、事前によく確認しておくこと。
- (6) 床、壁等を汚損するおそれのあるときは、養生を行うこと。
- (7) 産業廃棄物 (汚泥) の収集運搬及び処分については、受託者が指定するそれぞれの許可業者と市が直接契約を交わす必要があるため、指定する許可業者の産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (8) 収集運搬及び処分にかかる費用については、受託者が受託料の中から指定する許可業者に支払うこと。
- (9) 産業廃棄物 (汚泥) の収集運搬及び処分に当たっては、受託者により現場管理・監督をすること。